



年金に10年加入すれば、老齢年金を受けられるのですか？

そうです。保険料の納付済み期間等が25年未満で老齢年金を受けられなかった人も、平成27年10月からは、10年以上の期間で受けられるようになる予定です。ただし、40年保険料を納めて満額の老齢基礎年金になることには変わりありませんから、納付済み期間が10年だと4分の1の額になります。



産休中の保険料免除は、育児休業中の免除とは違うのですか？

女性が出産する場合の産前6週間と産後8週間の期間が産前産後の休業期間で、今回の改正で免除されることになります。出産した女性の育児休業は産後期間の後ろの期間で、この期間は従来から届け出をすれば健康保険料と厚生年金保険料が免除になっています。



[厚生年金加入中の産前産後休業と育児休業]

就業状態	就業	産前産後休業 産前6週産後8週	育児休業	職場復帰後
社会保険料の負担	負担	負担	免除	負担
		改正後：免除		



父子家庭への遺族基礎年金支給とは、どういうことですか？

今までの遺族基礎年金は、父親が亡くなった時に子がいる母親または子が支給対象でしたが、今回の改正で、母親が亡くなった時の父親も支給対象となります。



「未支給年金」とは何ですか？

年金は偶数月に直前の2カ月分が支給されます。年金を受けている人が亡くなった場合は、死亡した月分の年金まで支給されますが、その月分が支給される時には受取人がいないので、生計を同じくする2親等以内の親族が代わりに「未支給年金」として受け取りを請求できます。今回の改正で、親族の範囲を生計を同じくする甥や姪など3親等以内の親族まで拡大します。



Topics

その他の改正事項

- 今回の改正では、制度改善のさまざまな改正が行われています。
- 国民年金保険料の免除の遡及期間の見直し・免除期間の保険料の取り扱い改善
 - 障害年金の額改定請求の待機期間の一部緩和
 - 所在不明高齢者の届け出義務化
 - 繰り下げ支給の取り扱いの見直し
 - 国民年金の付加保険料の納付期間の延長
 - 特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取り扱いの改善 などです。



年金制度の改正内容は？

社会保障と税の一体改革によって行われるさまざまな年金制度の改正の中には、すでに改正法が成立し、施行日が決定しているものがあります。



私は週に25時間のパートで働いていて、夫の扶養家族になっています。パートの人も社会保険に入ることになったという話を聞いたのですが、いつからですか？
(真希・30歳 パート勤務)

真希さんのように短時間で働く方も社会保険の加入対象となるのは、平成28年10月からです。ただし、今回の決定で対象となるのは、会社の規模が501人以上の被保険者がいる企業の短時間労働者なので、すべての短時間労働者の方が加入するわけではありません。今回の改正で加入対象とならない方については、今後検討していく予定です。



そうすると、現在の勤め先では今のところ加入対象にならないですね。ところで、社会保障と税の一体改革というからには、他にも年金制度の改正があるんですよね？

平成24年8月10日に2つの法律が成立しましたよ。施行日がすでに決まっているものと、これから施行日が決まるものがあります。2つの改正法の中で知っておきたい改正項目は、次のとおりです。



公的年金制度の財政基盤および最低保障機能の強化等のための法律

- ◆老齢年金を受けるために必要な公的年金加入期間を25年から10年へ短縮(消費税の引き上げ時期に合わせて、平成27年10月施行予定)。
- ◆短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大(平成28年10月施行)。
- ◆産前・産後休業期間中の健康保険料・厚生年金保険料の免除(平成24年8月22日から2年以内に施行)。
- ◆父子家庭へ遺族基礎年金を支給(消費税引き上げ時期に合わせて、平成26年4月施行予定)。
- ◆未支給年金の請求範囲の拡大(平成24年8月22日から2年以内に施行)。

被用者年金制度の一元化を図る法律

- ◆厚生年金に公務員と私学教職員も加入することとする(平成27年10月施行)。
- ◆厚生年金と共済年金のしくみを統一し、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する(平成27年10月施行)。
- ◆共済年金の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する(平成27年10月施行)。



横山玲子 社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>